

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月20日
【会社名】	上原成商事株式会社
【英訳名】	UEHARA SEI SHOJI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 上原 大作
【本店の所在の場所】	京都市中京区御池通烏丸東入仲保利町191番地
【電話番号】	075-212-6007
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 土佐 益久
【最寄りの連絡場所】	京都市中京区御池通烏丸東入仲保利町191番地
【電話番号】	075-212-6007
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 土佐 益久
【縦覧に供する場所】	上原成商事株式会社 大阪支店 (大阪市淀川区木川東一丁目3番23号) 上原成商事株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区丸の内一丁目5番28号 伊藤忠丸の内ビル) 上原成商事株式会社 東京支店 (東京都中央区日本橋本町二丁目4番12号 イズミビルディング) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年2月19日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成30年2月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下を内容とする株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施する。

併合の割合

当社株式について、567,000株を1株に併合する。

本株式併合の効力発生日

平成30年3月23日

効力発生日における発行可能株式総数

20株

第2号議案 定款の一部変更の件

本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更し、また、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）を削除し、その他単元未満株式に関する規定を削除又は変更するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行う。

第3号議案 別途積立金の取崩しの件

自己株式の消却に対応するために別途積立金のうち6,095,000,000円を繰越利益剰余金に振り替える。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

当日出席を含めた議決権行使個数：28,491個

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案					
株式併合の件	23,873	2,090	0	（注）1	可決（83.79%）
第2号議案					
定款の一部変更の件	23,974	1,989	0	（注）1	可決（84.15%）
第3号議案					
別途積立金の取崩しの件	23,875	1,985	103	（注）2	可決（83.80%）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

3．賛成率は、「当日出席を含めた議決権行使総数」に対する「当日出席を含めた賛成」の個数の比率であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び本総会に出席した大株主並びに出席役員の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の一部の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算していません。

以上